

第 22 号議案

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の規模) 第 4 条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域 <u>及</u>	(経営の規模) 第 4 条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域

び神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）第2条第3号の処理区域

(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場並びに神戸市農業集落排水処理施設条例第2条第2号の排水処理施設

(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場

（特別会計設置条例の一部改正）

第2条 神戸市特別会計設置条例（昭和39年3月条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前									
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市駐車場事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>		[略]	[略]	神戸市駐車場事業費	[略]	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市駐車場事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>		[略]	[略]	神戸市駐車場事業費	[略]
[略]	[略]										
神戸市駐車場事業費	[略]										
[略]	[略]										
神戸市駐車場事業費	[略]										

		神戸市農業集 落排水事業費	農業集落排水事業
[略]	[略]	[略]	[略]

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 神戸市農業集落排水処理施設条例(平成元年1月条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(排水設備の新設等の計画の確認及び届出)	(排水設備の新設等の計画の確認及び検査)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に <u>届け出</u> なければならない。	2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に <u>届け出て、その検査を受け</u> なければならない。
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた	第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（地方
自治法第153条第1項の規定に基
づき、水道事業管理者に委任する
事務に係るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2) 第9条の規定に違反して排水設
備の新設等の工事を行った者

(3)～(6) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排水処理施設	神戸市北区淡河町 北僧尾及び南僧尾
[略]	[略]

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（水道事
業管理者委任規則（平成8年4月規
則第17号）本則第2号の事務に係
るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排水処理施設	神戸市北区淡河町 南僧尾
[略]	[略]

（開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、<u>神戸市農業集落排水処理施設条例</u>（平成元年1月条例第26号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>

て、開発事業者の負担により当該開発事業により下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

て、開発事業者の負担により当該開発事業により公共下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市農業集落排水事業費に係る特別会計に属する権利及び義務は、同条の規定による改正後の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市下水道事業会計に係る特別会計に帰属するものとする。

(農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

理 由

農業集落排水事業の公営企業会計の適用に当たり、関係条例を整理する必要があるため。